# 中央防災会議 「首都直下地震避難対策等専門調査会」 (第2回)

# 帰宅困難者に関する主な既存施策例

現在、関係機関に順次確認を行いながら、事例の収集等を行っているところである。本資料は、現時点までに収集した情報を基に作成したものであり、この内容が帰宅困難者対策全体の代表施策であることを意味するものではない。

また、今後の情報収集結果によっては、内容に変更が生ずる場合もある。

平成18年10月12日 内閣府(防災担当)

# 目 次

1. 帰宅者数の低減(混雑緩和)	1
1.1 安否確認情報の提供	1
(現状)	1
(施策例)	3
施策例 1 災害用伝言ダイヤル	3
施策例 2 携帯電話災害用伝言板	5
施策例3 web171(災害用ブロードバンド伝言板)	7
施策例4 一般企業・官公庁向け安否確認システム	11
施策例5 登録しているビル及び学校の安否情報の放送(ニッポン放送の例).	12
1.2 「むやみに移動を開始しない」ことの企業等への周知	15
(現状)	15
(施策例)	16
施策例 1 昼間区民に対する意識啓発(千代田区の例)	16
施策例2 一斉に帰宅の行動をとらないことを求めた条例の制定(文京区の例)	
1.3 企業・学校における備蓄等	18
(現状)	18
(施策例)	
施策例 1 地域防災計画に基づく企業等の食料備蓄対策の推進(東京都、新宿区の例)	19
施策例2 食料等備蓄に対する補助金制度(千代田区の例)	
施策例3 企業等の水・食料等の備蓄	
1.4 大規模集客施設での場所の提供等	
(現状)	
(施策例)	
施策例1 公共施設の休息・情報提供施設としての利用(東京都の例)	
施策例2 企業による施設の提供(明治安田生命の例)	
施策例3 会館等の休息施設としての利用(新宿区の例)	
施策例4 ホテル等の休息施設としての利用1(さいたま市の例)	
施策例 5 ホテル等の休息施設としての利用 2 (練馬区の例)	
施策例6 大学の休息施設としての利用(千代田区の例)	31
2. 帰宅の円滑化	32
2.1 一時休憩施設の確保・帰宅支援情報の提供	32
(現状)	32
(施策例)	
施策例 1 帰宅支援の対象道路の指定(東京都)	33
施策例2 都立学校における帰宅支援ステーションの設置	
施策例3 コンビニエンスストア等の帰宅支援場所としての利用	
施策例4 帰宅困難者支援場所の指定(千代田区の例)	
施策例 5 帰宅困難者対策地域協力会の整備(千代田区の例)	37

施策例6 帰宅困難者対策に関する総合的な取り組み(新宿区の例)	38
施策例7 エイドステーションの設置(日本赤十字社)	39
施策例8 区施設の災害時帰宅支援ステーションとしての利用(板橋区の例)	40
施策例 9 徒歩帰宅途上の飲料水の提供(社団法人全国清涼飲料工業会と東京都の協定)	41
施策例10 自治体による徒歩帰宅訓練(新宿区・千代田区の例)	43
施策例11 地域による徒歩帰宅訓練(富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困難者対策	
地域協力会の例)	44
施策例12 災害時帰宅経路案内板の設置(郵便局)	45
施策例13条例における帰宅困難者対策の役割分担の明確化(千代田区の例).	46
3. 駅での混乱防止	47
3.1 来場者の誘導	47
(現状)	47
(施策例)	48
施策例1 地域防災計画に施策実施を位置づけ(東京都の例)	48
3.2 ターミナル駅への集中の回避	49
(現状)	49
(施策例)	49
施策例1 運行情報の提供(鉄道各社)	49
4. 代替交通機関による帰宅支援	50
(現状)	50
(施策例)	50
施策例1 バス・船舶による代替輸送のための協定締結(東京都の例)	50
5. 救援活動の担い手として帰宅困難者に協力要請	51
(現状)	51
(施策例)	51
施策例1 条例による帰宅困難者の責務の明確化(千代田区、文京区)	51

# 1. 帰宅者数の低減(混雑緩和)

# 1.1 安否確認情報の提供

#### (現状)

- ・大都市大震災軽減化特別プロジェクトにおけるアンケート結果によれば、徒歩で帰宅するか否かの判断は、自宅の状況や家族の安否を確認できるか、自身が安全であることを家族に伝えられるかによるところが大きい。
- ・東京都の「防災に関する世論調査」では、帰宅困難者になった時に必要な情報について聞いているが、「家族や親戚・知人の安否」」「自宅周辺の被害や火災などの状況」など個人の被災状況に関する事項への関心が高い。

地震発生から 24 時間以内に、歩いて 自宅に帰ろうとするかどうか

「状況によらず歩いて家に帰ろうとする」を 選択した理由(複数回答)

状況によらず 歩いて家に 帰ろうとする 状況によらず 選択肢 回答数 比率 2.4時間以内 自宅の様子や家族の安否が不明なので、 に家に帰ることは考えない 77 73.3 早く確認したいから 16% 自分が安全であることを早く家族に知ら 45 42.9 せたいから 自宅は近距離にあり、歩いて帰るのに抵抗はない 24 22.9 状況に応 被災地にいるのは危険なので、早く安全な場所に移 23 21.9 じて歩い て家に帰 勤務場所や学校、買い物先では寝たり食事をとるこ 13.3 るか判断 とができない する 63%

「状況に応じて歩いて家に帰るか判断する」と回答した人が、帰ることを決める上で最も重要視する点(単一回答)

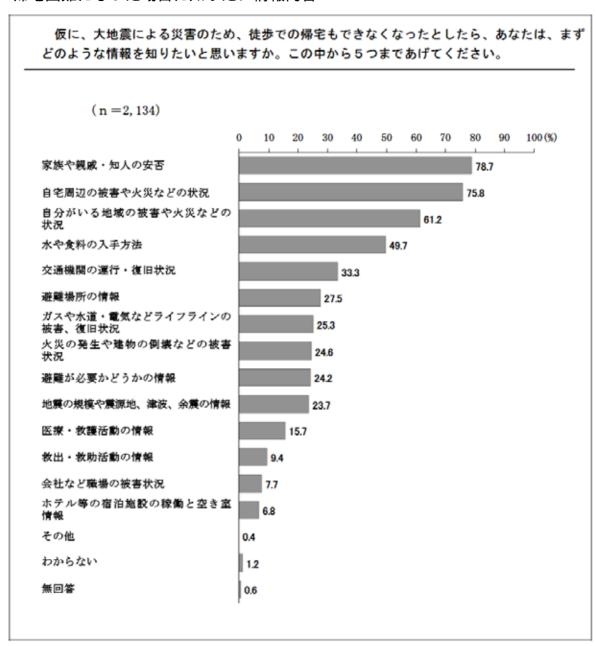
選択肢	回答数	比率
しばらくたっても自宅や家族の安否状況がつかめない	97	31.2
その日のうちに帰れそう	66	21.2
駅に行くなどし数日は交通機関が復旧しないことを自分で確認できる	47	15.1
携帯できる食料や飲料水、服装などが徒歩で帰る上で問題ない	34	10.9
勤務場所や学校、買い物先等で帰るよう指示が出る	18	5.8
しばらくたっても自分が安全であることを家族に伝えられ ない	16	5.1
雨が降っていないなど、帰るのに都合のよい天候である	12	3.9
近くの避難所などで泊まろうとしたが地元の住民が優先されている	9	2.9
勤務場所や学校、買い物先等での居場所がない	6	1.9
勤務場所や学校での散乱した身の回りなどの後片付けが終わった	4	1.3
帰り道がそれほど混雑していない様子である	2	0.6

図表 1.1 - 1 帰宅意思に関するアンケート調査結果

(大都市大震災軽減化特別プロジェクト「帰宅行動者の行動と対策に関する調査研究」(平成 16年度)より)

> \*千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、渋谷区、豊島区のいずれかに、 通勤、通学、買物などの目的で鉄道を利用して月1回以上の頻度で行く人 (513人)を対象としたインターネットによるアンケート結果

#### 帰宅困難になった場合に知りたい情報内容



図表 1.1 - 2 帰宅困難になった場合に知りたい情報内容

(「防災に関する世論調査」(東京都、平成18年3月)より)

#### (施策例)

### 施策例1 災害用伝言ダイヤル

・災害用伝言ダイヤルは、地震や水害等の災害発生時など被災地との電話連絡がとりにくい場合でも、被災地の人と連絡・安否確認ができる音声の伝言板である。公衆電話、携帯電話、PHSからも使用できる。

震度6弱以上の地震が発生した場合や震度5強以下の地震及びその他災害で被災状況及び通信の輻輳状況などから必要と判断される場合に運用が開始され、マスコミを通じて広報される。利用イメージは下の図のとおりである。

なお、新潟県中越地震の例では、被災地外からの「無事を問い合わせる録音」が多くなっている。大都市部での大規模災害時には、伝言処理能力や伝言蓄積容量の限界に達しないよう、「被災地外から被災地の方の無事を確認する録音は控えて、まずは被災地内からの録音を優先的に実施してもらう」ことを周知・啓発することも重要な課題であると考えられる。



図表 1.1 - 3 災害用伝言ダイヤル(171)の利用イメージ

図表 1.1 - 4 災害用伝言ダイヤルの諸元

全国約 800 万伝言 ( NTT 東日本・西日本両社の共用分 )
震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に起動、震度
5 強以下の地震及びその他の災害では、被災状況や通信の
輻輳状況などを勘案し、運用を判断
一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS、INS ネット 64・1500、
メンバーズネット、特設公衆電話
一部の IP 電話
災害により電話がかかりにくくなっている地域を対象とし
て、都道府県単位で電話会社がエリアを設定
1 電話番号あたり 1~10 伝言(提供時にNTTから通知)
1 伝言あたり 30 秒以内
録音してから 48 時間(これを過ぎると自動的に消去)
全国
伝言の録音・再生時の通話料のみ必要、伝言蓄積等のセン
ター利用料は無料

(NTT東日本ホームページ<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/sousa.html>等を参考に作成)

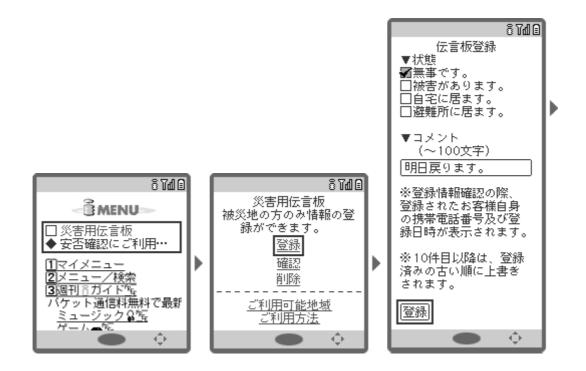
### 施策例 2 携带電話災害用伝言板

・携帯電話災害用伝言板では、災害時にiモード等により伝言を登録することができる。震度 6 弱以上の地震などの災害が発生した場合には、災害用伝言板メニューが、トップ画面に表示される。

情報の登録は、メニュー画面から、自分の状況に当てはまる選択肢を選んで登録する。必要に応じて、メッセージを入力することもできる。入力した安否状況やメッセージはその人の携帯電話番号をキーに登録される。

安否情報を確認する場合は、その携帯電話番号を入力することで行う。なお、安否情報の確認は、パソコンからも行える。

操作方法のイメージは次図のとおりである。



図表 1.1 - 5 iモード災害伝言板操作イメージ

(NTTドコモホームページより)

http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/guidance/index.html#p01

同様のサービスは、KDDI グループ (au/ツーカー) ソフトバンク、ウィルコムでも提供されている。

図表 1.1 - 6 i モード災害用伝言板サービスの諸元

_ <del></del>	T
伝言登録容量	約 4,000 万件
運用条件	震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に起動、震度
	5強以下の地震及びその他の災害では、被災状況や通信の
	輻輳状況などを勘案し、運用を判断
メッセージ	災害が発生した地域を管轄しているドコモ各社の営業エリ
登録可能エリア	ア全域及びその周辺
メッセージ	1 携帯電話番号あたり 10 件
登録可能件数	
メッセージ	メニュー選択が基本
登録方法	テキスト入力は全角 100 文字以下
メッセージ	状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択)
登録内容	│日本語版:「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」
	「避難所に居ます」
	英語版:「I m okay」「Need Help」「Safe at home」「At
	evacuation area」
メッセージ	登録から最大 72 時間 (サービスが提供されている間)
保存期間	
登録可能電話番号	登録可能エリアにいるiモード契約者の携帯電話番号
閲覧可能エリア	全国
利用料金	無料

(NTTドコモホームページ及び聞き取り結果より)

http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/guidance/index.html#p01

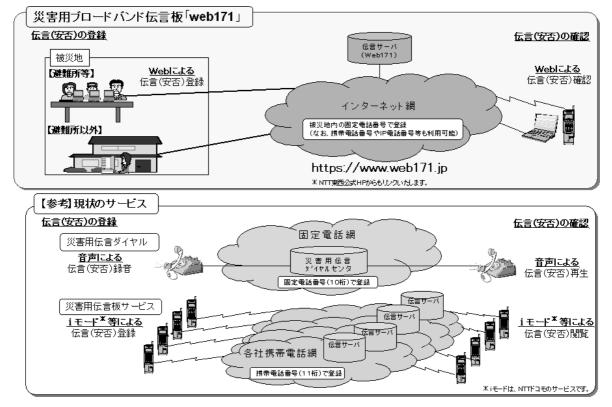
# 施策例3 web171(災害用ブロードバンド伝言板)

- ・web171では、被災地域の居住者が、インターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報(テキスト・音声・画像)を登録することができる。
- ・登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国(海外も含む)からインターネットを経由して、閲覧や追加メッセージの登録が可能となる。

昨今のインターネットの普及拡大に伴い、大規模災害発生時にインターネットを活用し、音声やテキスト等を融合した新たな安否確認サービスに対するニーズが高まっているため、開発されたサービスである。「災害用伝言ダイヤル(171)」等を補完する安否確認サービスとして提供されている。

震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に立ち上がり、震度5強以下の地震及びその他の災害では、被災状況や通信の輻輳状況などを勘案し、運用を判断する。サービス提供開始時には、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等で広報される。

web171 では、伝言メッセージだけでなく画像ファイルや音声ファイルを 登録することができる。



図表 1.1 - 7 web171及び災害用伝言ダイヤル等の構成

(NTT東日本ホームページより)

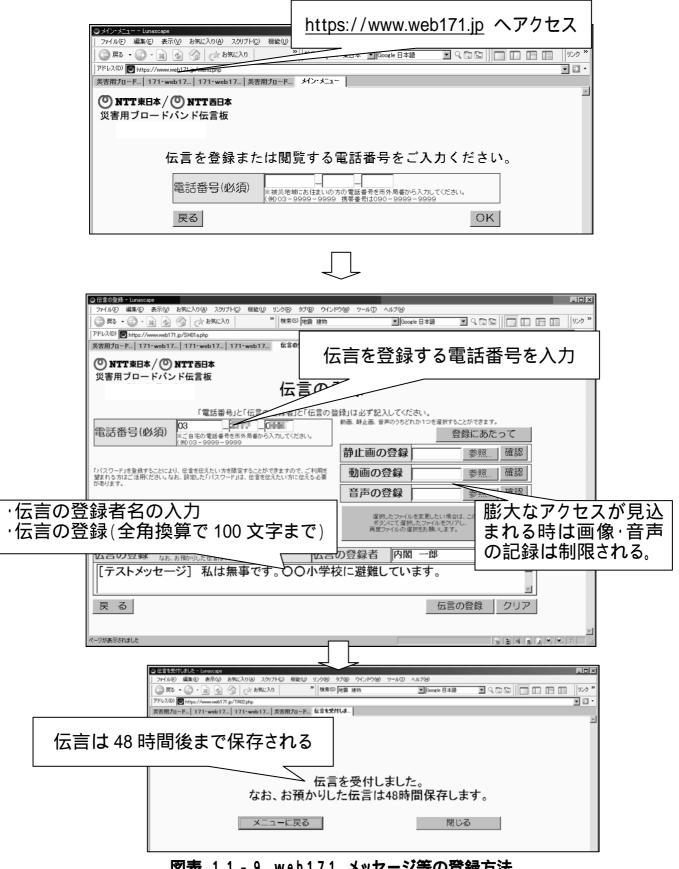
http://www.ntt-east.co.jp/release/0508/050826b 3.html

図表 1.1 - 8 web171の諸元

伝言登録容量	5 億伝言(テキスト換算)
運用条件	震度 6 弱以上の地震が発生した場合は自動的に起動、震度
	5強以下の地震及びその他の災害では、被災状況や通信の
	輻輳状況などを勘案し、運用を判断
利用できる端末等	インターネット接続ができるパソコン及び携帯電話等
	(携帯電話からは新規登録は行えないが、追加登録は行な
	える。機種によっては利用できない場合がある。)
メッセージ	全国
登録可能エリア	
メッセージ	新規登録は 1件/1電話番号
登録可能件数	追加登録は 1~9件/1電話番号
メッセージ	テキスト入力 (全角 100 文字以下)
登録方法	
添付可能ファイル	wav 形式の音声ファイル  (1 メガバイト以下 )
	jpg、jpeg 形式の静止画ファイル(1メガバイト以下)
	wmv、avi 形式の動画ファイル(10 メガバイト未満)
メッセージ	48 時間
保存期間	
登録可能電話番号	全ての電話番号
	(携帯電話番号や IP 電話番号等も利用可能)
閲覧可能エリア	全国
利用料金	無料

(NTT東日本ホームページ等より)

http://www.ntt-east.co.jp/release/0508/050826b.html 等



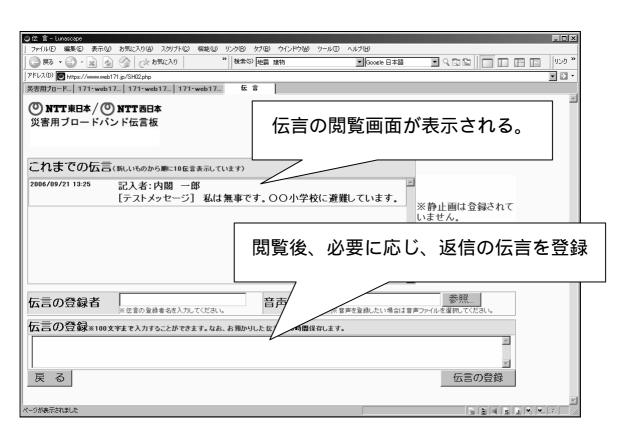
図表 1.1 - 9 web171 メッセージ等の登録方法

(NTT東日本ホームページより)

https://www.web171.jp/top.php





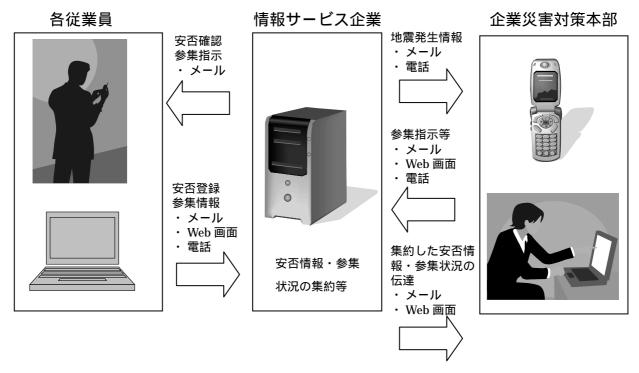


図表 1.1 - 10 web 1 7 1 メッセージ等の閲覧・追加方法

(NTT東日本ホームページより) https://www.web171.jp/top.php

#### 施策例4 一般企業・官公庁向け安否確認システム

- ・一般企業、官公庁向けに、安否確認システムが開発されている。
- ・様々な通信メディア(e-mail、携帯電話、PHS、一般電話、FAX、ポケベル) を用いて、家族・社員への緊急連絡、安否確認が可能なシステムである。



図表 1.1 - 11 従業員安否確認システムのイメージ

安否確認システムの主な事例は以下のとおりである。

- ・イメージシティ(株) (http://www.imagecity.jp/p\_emergency.html)
- ・NTT コムウェア(株) (http://www.nttcom.co.jp/anpi/index.html)
- ・(株)NTT データシステムズ (http://www.nttdsys.com/anpi/index.html)
- ・関西テレビソフトウェア(株) (http://www.ktvs.co.jp/safety/safety.html#01)
- ・セコム㈱ (http://www.secom.co.jp/service/safety/anpi.html)
- ・綜合警備保障 (http://e-shop.alsok.co.jp/corporate/risk\_management/anpikakunin.html)
- ・富士通 (http://www.net.intap.or.jp/INTAP/information/seminar/17-20051117\_bcm/06\_ota.pdf)
- ・レスキューナウ・ドット・ネット (http://www.rescuenow.net/press/news/021120.html)

(50音順)

# 施策例 5 登録しているビル及び学校の安否情報の放送(ニッポン放送の例)

- ・大規模災害発生時に、あらかじめ登録されたビルの安否情報を、ビル管理者 から収集し、ラジオにより放送する仕組みである。
- ・ビル単位で安否を伝える「お勤め先安否情報」、学校単位で安否を伝える「学校安否情報」がある。
- ・ビル管理者は、建物の被害状況や、ビル内のテナントも含めた顧客や従業員等の安否が把握できた段階で、専用連絡用紙に記入し、ニッポン放送本社(有楽町)もしくは明治安田生命ビル(新宿)に持参する。
- ・ビルの被災情報、重傷者発生などの優先すべき内容等を、繰り返し定期的に 放送する。
- ・放送内容は連絡用紙の記入内容に基づくが、編集権はニッポン放送にある。

放送実施のタイミングは、東京及び東京周辺で震度 5 強以上の地震が発生し、甚大な被害が出るとともに、都内の交通・通信機能が円滑を欠き、電話による連絡が不可能もしくは困難に陥った時に、ニッポン放送が規程に基づき災害特別放送本部を設置した場合となる。

「お勤め先安否情報」の収集対象ビルは、在館人口 1,000 人以上の予め登録されたビルである。(大手町地区(30) 丸の内地区(39) 有楽町地区(15) 内幸町地区(15) 新橋地区(10) 虎ノ門地区(16) 霞ヶ関地区(6) 日本橋地区(22) 八重洲地区(10) 京橋地区(14) 銀座地区(19) 築地地区(3) 新宿地区(36) その他の地区(70))

「学校安否情報」は、東京都、神奈川県、千葉県の私立小学校・中学校・高等学校、国立大学の附属小学校・中学校・高等学校、特殊教育学校の約700校が登録されており、発災時には、東京都、神奈川県の私立学校協会との連携により情報を収集し、放送することとなっている。例えば、東京都私学協会では、12支部46ブロックに分かれ、ブロックごとに幹事校が決まっている。各ブロックの学校が、災害時優先電話で幹事校に報告し、幹事校が災害時優先電話でニッポン放送に連絡する。

(ニッポン放送ホームページ及び聞き取り結果より) http://www.1242.com/bousai/

### ニッポン放送

#### 事前案内等

- ・安否情報放送資料の送付
- 登録内容の更新
- ・模擬訓練

#### ビル管理者

#### 事前登録等

- ・登録要件の確認
- ・ビルが立地する地区名、住所、ビル名、 社名、在館者数、担当者連絡先の記入)
- ・ビル内の総入居企業数と総従業員数、 各企業名、各従業員数のリストへの記



#### 災害特別放送本部の設置

東京地方で震度 5 強以上の地震が発生し、甚大な被害が発生するとともに、都内の交通・通信機能が円滑を欠き、 電話による連絡が不可能もしくは困難 に陥った場合、規程に照らして本部設 置を判断



#### 災害特別放送の実施



### 安否情報受付

・本部情報収集チームによる「ニッポン 放送本社ビル玄関 (有楽町)」、「明治 安田生命新宿ビル南側通用口(新宿)」 での回収



# 放送情報の整理

- 重傷以上の被害者等の情報整理
- ・放送内容の編集



#### 放送情報の整理

- ・ビル1棟あたりの放送時間は原則と して 30~60 秒 (例「大手町地区の ビルでは、 社の さんがケガ をしましたが、その他は無事です。」)
- ・発災2~3時間後に1回目を放送(想 定)
- ・1 時間毎に新規情報、既存情報の繰り 返しの放送を想定(実際には、次回放 送時刻をその都度予告)

#### ビル内安否確認



#### 連絡用紙への記入

- ・情報を収集した日時
- ・地区名(大手町地区)
- ・ビル名( ビルディング )
- ・主要テナント(株)××)
- ・館内の被害者の社名、部課名、氏名、 負傷箇所
- ・ビルの被害状況(棚等が倒れているが 建物は無事)

)内は記入例

持参

登録対象ビル

大手町、丸の内、有楽町、内幸町、新橋、虎ノ門、霞ヶ関、日 本橋、八重洲、京橋、銀座、築 地、新宿、その他の地区内にあ る在館人口1.000人以上のビル

# 図表 1.1 - 12 ニッポン放送安否情報放送の流れ

(ニッポン放送資料より)

No.							各用		-	
										ニッポン放送
地区名	Ľ	ル	名		主	要	テ	ナ	ン	<u> </u>
時	分現在	F		•						
									,	
館内の被害	やま <b>者</b> (例:大	まとほうそ 和放 並	ぅ 送・編成部・シ	かわのみさお 可野三三夫	・右腿	宛骨折	←重係	易以上	)	
					***************************************	***************************************		***************************************		
					••••••		<i>-</i>			
						••••••••••••				
						•				
				***************************************						1 100 Earl 11 The 1964 for Late 2
				****						
ビルの被害	14:0 Ah									
こかの数言	110 JE									
***************************************										
***************************************						u				
				_						
情報提供責任				<u>(ii)</u>						

図表 1.1 - 13 「お勤め先安否情報」の専用連絡用紙

(ニッポン放送資料より)

# 1.2 「むやみに移動を開始しない」ことの企業等への周知

### (現状)

・都心部等のオフィス街や繁華街では、昼間人口が非常に多い。交通 機関が停止した場合にこれらの人が一斉に徒歩で帰宅すると、歩道 が渋滞し、混雑により負傷者が発生するなど危険性が高まる。また、 一部の人が車道にあふれ出ることなどにより、救急活動や緊急輸送 等を阻害する可能性がある。

#### (北米大停電による徒歩帰宅者の発生)

2003 年 8 月 14 日の午後 4 時過ぎ、クリーブランド州で送電線が過負荷を起こし、遮断が連鎖的に拡大し、停電はニューヨーク市からカナダのトロント市までの広範囲にわたり、6 千万人に影響を及ぼした。ニューヨーク市では停電が 30 時間近くに及んだ。ニューヨーク市のマンハッタン島からブルックリン地区に抜けるためのブルックリン橋は徒歩帰宅者で混雑した。



図表 1.2 - 1 ブルックリン橋を渡る徒歩帰宅者

((財) 自治体国際化協会レポート 264 号より)

### (施策例)

### 施策例1 昼間区民に対する意識啓発(千代田区の例)

- ・千代田区では、事業所・団体向け地震対策ガイド「無事に家に帰ろう」を作成しており、その中で、「あわてて帰宅しない」ということを記載している。
- ・昼間区民は事業所従業員等が中心であるため、本来業務を継続しながら、一 斉の帰宅行動はしないように広報している。例えば、東京商工会議所での経 営者の勉強会等で、千代田区の災害対策の取り組みを説明する中で、従業員 の安否確認後、まずは事業継続をして冷静な行動をとってもらうこと等をお 願いしている。



図表 1.2 - 2 「無事に家に帰ろう」からの抜粋

(千代田区パンフレット「無事に家に帰ろう」より)

# 施策例 2 一斉に帰宅の行動をとらないことを求めた条例の制定 (文 京区の例)

- ・文京区の防災対策条例では、帰宅困難者に対し一斉に帰宅の行動をとらないよう努めることや、事業所や学校等にはあらかじめ従業員又は教職員、児童・生徒等を一定期間収容できる体制の整備と食料・生活必需品の備蓄及び飲料水の確保に努めることを求めている。
- ・今後、文京区は、区内事業者向けにパンフレットを作成する予定である。

(文京区への聞き取り結果より)

文京区では、防災対策条例を平成 18 年 4 月 1 日に施行した。条例の帰宅 困難者対策を記述した部分は以下のとおりである。事業所等に留まった帰宅 困難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めることも求めて いる。

#### 文京区防災対策条例 (帰宅困難者対策)

- 第35条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、一斉に帰宅の行動をとらないように努めなければならない。
- 2 帰宅困難者は、災害時において、安全に帰宅するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者、学校等は、あらかじめ従業員又は教職員、児童・生徒等を一 定期間収容できる体制の整備に努めなければならない。
- 4 事業者、学校等は、従業員又は教職員、児童・生徒等のため、食料及び生活必需品の備蓄並びに飲料水の確保に努めなければならない。
- 5 区は、あらかじめ他の特別区その他の地方公共団体及び区内に存する 大学等教育機関と連携を図り、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保 する対策を実施するよう努めなければならない。
- 6 区は、災害時に、他の特別区その他の地方公共団体及び事業者と連携を図り、帰宅困難者に対して適切な情報提供を行うよう努めなければならない。
- 7 区、事業者、学校等は、災害時に、事業所、学校等に留まった帰宅困 難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めなければなら ない。

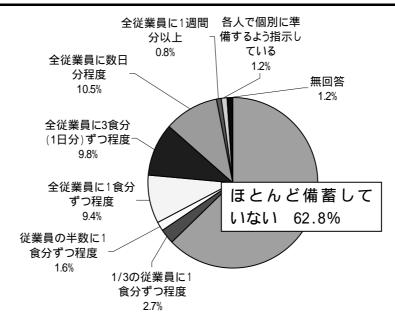
(文京区ホームページより)

http://www.city.bunkyo.lg.jp/service/disaster\_prevention/information/bousai taisaku-jourei/index.html

# 1.3 企業・学校における備蓄等

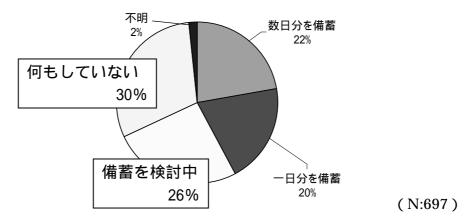
#### (現状)

- ・港区や東京商工会議所の調査によれば、地震に備えた備蓄を行って いる事業者は、まだ少ないのが現状である。
- 一斉帰宅による混乱に伴う負傷等の危険性軽減や、歩いて帰るのが 困難な従業員や学生等への対応の観点を考慮すると、従業員や学生 等をしばらくオフィスや学校等の中にとどまらせることが望まれる が、その場合、食料や飲料水等が不足するおそれがある。



図表 1.3 - 1 港区事業所における食料の備蓄状況

(「港区内事業所の防災対策に関するアンケート結果」(港区、平成 18 年 3 月)より) \*港区の事業所から業種に応じた数を考慮してアンケートを配布した。 配布数 5,000 事業所、回収数合計 1,907 事業所(回収率 38.1%)



図表 1.3 - 2 東京商工会議所アンケート結果における食料や水等の備蓄状況

(「会員事業者の災害対策に関するアンケート結果」(東京商工会議所、平成 18 年)より) \* 東京商工会議所 23 支部の役員・評議員企業等 3,110 社を対象に調査 回答企業は 697 社(回収率 22.4%)

#### (施策例)

# 施策例 1 地域防災計画に基づく企業等の食料備蓄対策の推進(東京都、新宿区の例)

- ・東京都は地域防災計画において、帰宅困難者対策の一環として、事業所、学校等の組織が、組織に所属する従業員等の食料等の備蓄を行うといった「組織対応の原則」を示している。
- ・東京都では事業者が取り組むべき帰宅困難者対策についての検討会で、都から事業者団体(経団連、東京商工会議所等)に所属事業者で「組織対応の原則」に則った対応を行うよう働きかけた。
- ・新宿区地域防災計画では、事業所・集客施設等に対して、食料の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画 に位置づけ、対策の推進を図ることを求めている。
- ・また、新宿区では、事業所に対し、帰宅困難者対策に関するパンフレットを 配布し、歩いて帰れない人や復旧要員のために数日間宿泊できるよう食料等 の準備を促しているほか、事業所を対象とした講演も積極的に実施している。

東京都震災対策条例によれば、「事業者は、その事業活動に関して震災を防止する ため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計 画(事業所防災計画)を作成しなければならない。」とされている。

#### 東京都地域防災計画 第13章 帰宅困難者対策 第2節 帰宅困難者対策の推進

(3) 事業所・集客施設における対策の推進

事業所、学校等において従業員や生徒の保護、情報の収集、食料の備蓄など「組織対応の原則」を、都、区市町村及び東京消防庁において啓発・指導する。

(東京都地域防災計画より)

#### 新宿区地域防災計画 第10章 帰宅困難者対策 第4節 帰宅困難者対策

- (1) 帰宅困難者対策の計画化
- イ 事業所・集客施設等においては、従業員や顧客・来訪者等の保護、情報の確保、食料の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図ることとする。
- (4) 水・食料等の備蓄
- ア 都及び区の役割分担を明確化し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図ることとする。
- イ 事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底を図ることとする。 (新宿区地域防災計画より)

# 施策例2 食料等備蓄に対する補助金制度(千代田区の例)

千代田区では、区内で事業を営み、町会に加入している中小企業を対象に、 従業員や顧客のための備蓄物資の購入費用について、対象経費の2分の1で、 上限10万円の補助を実施している。

町会等の自主防災組織と一体となって、自賃から地域の防災活動や災害時に 治所る災害要選責者の教出・教長など、這後対策に取り組む企業・事業所に対 従業員や顧客のために備轄する物質の費用の一部を助成します

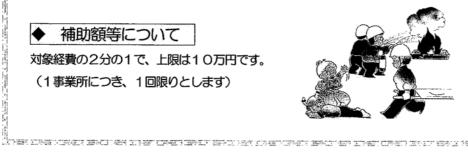
#### 

区内で事業を営む事業者(※1)で、次の条件のすべてを満たすものとします。

- ① 従業員数が概ね50人以上300人未満(※2)であること。
- ② 町会に加入し、町会の推薦(※3)があること。
- ③ 最近1年間に納付すべき事業税及び住民税を完納していること。
- ※1…事業者とは、企業の他、学校法人・医療法人・特定非営利活動法人等の法人をいいます。
- ※2…同一の法人で区内に複数の事業所又は営業所等を有する場合は、町会の区域を単位として一 つの法人とみなすことができます。
- ※3…町会の推薦は、町会活動に積極的に参加していることを条件としています。

#### 補助額等について

対象経費の2分の1で、上限は10万円です。 (1事業所につき、1回限りとします)



図表 1.3 - 3 千代田区による補助金制度のパンフレット

(千代田区資料より)

# 施策例3 企業等の水・食料等の備蓄

全般的に企業による食料等の備蓄は少ないものの、「平成 17 年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」(国土交通省大都市圏整備課)の調べによれば、一部の大企業等では食料等の備蓄が進められていることがわかる。(次4ページ参照)

# 大企業等の帰宅困難者対策の例(1)

					T
		A 社 製造業	B社製造業	   C 社 建設業	D 社 運輸業
		(鉄鋼)	(電気)		(旅行業)
企業の特性、	発災時の基本	・ビル内に 1,300 人在籍	・700 人在籍 ( 平日昼間はこの	・3,000 人在籍 ( 社内はこの 1/3 程	・1,450 人在籍
的対応等		・500 人/日の訪問者がある。	半数)	度いる)	・地震対策マニュアルがあるが、帰宅
		・帰宅困難者対策を織り込んだ防災	・総務関係者を中心に本社で30	・発災時は建設現場や施工事物件	困難者対策には言及していない。
		対策策定中	~40 人が業務継続にあたる。	のサポートが必要になる。	
帰宅困難者	従業員	・担当要員以外は帰宅させる方針(帰	・防災担当以外は安全確認し帰	・自社ビルへの収容は考えていな	・出張中、訪問者を相殺して 1,500 人
対策の想定		宅路の状況による)	宅が原則	l lo	を想定して備蓄
規模		・在館者数 2,000 人を対象 (訪問者	・在籍社員の 1/4 分を対象に備		
		含む)に備蓄	蓄		
	顧客	・上記在館者に含まれる。		・来館者への具体的対策はない。	
	周辺の人	・周辺にいる一般の人は対象外	・通行人などのビルへの収容は	・特になし	・特に収容や対応は考えていない。
		・ビル地下には飲食店があり、これ	考えていない。		
		らの客を受け入れる可能性はある。			
		りの合を文ラストの可能性はある。			
備蓄	水・食料等	・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄し	・水、食料は在籍社員の 1/4×3	・水、食料は 3,000 人×3 食×2	・1,500 人×2 食を備蓄
備蓄	水・食料等		・水、食料は在籍社員の 1/4×3 日分を備蓄している。	・水、食料は 3,000 人×3 食×2 日分=18,000 食を備蓄 (従業員	,
備蓄	水・食料等	・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄し		_ , ,	,
備蓄	水・食料等	・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄し		日分=18,000 食を備蓄 (従業員	,
備蓄	水・食料等	・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄し		日分=18,000 食を備蓄(従業員用)	,
備蓄	水・食料等	・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄し		日分=18,000 食を備蓄(従業員用) ・毛布、紙おむつ、各種工具等を	,
備蓄		・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄し	日分を備蓄している。	日分=18,000 食を備蓄(従業員用) ・毛布、紙おむつ、各種工具等を 準備(従業員用)	・毛布、簡易トイレ(若干)を準備
備蓄電気		・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄し	日分を備蓄している。	日分=18,000 食を備蓄 (従業員用) ・毛布、紙おむつ、各種工具等を準備 (従業員用) ・トイレを 200 ほど準備している	・毛布、簡易トイレ (若干)を準備 ・当ビル周辺に、マンホールトイレの
		・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄し ている。	日分を備蓄している。 ・簡易トイレを用意している。	日分=18,000 食を備蓄(従業員用) ・毛布、紙おむつ、各種工具等を 準備(従業員用) ・トイレを 200 ほど準備している (従業員用)	<ul><li>・毛布、簡易トイレ(若干)を準備</li><li>・当ビル周辺に、マンホールトイレの 用意がある。</li></ul>
		・2,000 人×3日分をビル内に備蓄している。 ・非常用発電装置はないが、無停電	日分を備蓄している。 ・簡易トイレを用意している。 ・自家発電装置(7~8時間)が	日分=18,000 食を備蓄(従業員用) ・毛布、紙おむつ、各種工具等を 準備(従業員用) ・トイレを 200 ほど準備している (従業員用)	<ul><li>・毛布、簡易トイレ(若干)を準備</li><li>・当ビル周辺に、マンホールトイレの 用意がある。</li></ul>
電気		・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄している。 ・非常用発電装置はないが、無停電電源はある。	日分を備蓄している。 ・簡易トイレを用意している。 ・自家発電装置(7~8時間)が 数台ある。	日分=18,000 食を備蓄(従業員用) ・毛布、紙おむつ、各種工具等を 準備(従業員用) ・トイレを 200 ほど準備している (従業員用) ・非常用電源(2 日間)がある。	<ul><li>・毛布、簡易トイレ(若干)を準備</li><li>・当ビル周辺に、マンホールトイレの 用意がある。</li><li>・社内での対策はない(必要性低い)。</li></ul>
電気		・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄している。 ・非常用発電装置はないが、無停電電源はある。	日分を備蓄している。 ・簡易トイレを用意している。 ・自家発電装置(7~8時間)が 数台ある。	日分=18,000 食を備蓄(従業員用) ・毛布、紙おむつ、各種工具等を 準備(従業員用) ・トイレを 200 ほど準備している (従業員用) ・非常用電源(2 日間)がある。	<ul><li>・毛布、簡易トイレ(若干)を準備</li><li>・当ビル周辺に、マンホールトイレの 用意がある。</li><li>・社内での対策はない(必要性低い)。</li><li>・中水設備があり、電力があれば利用</li></ul>
電気水		・2,000 人×3 日分をビル内に備蓄している。  ・非常用発電装置はないが、無停電電源はある。 ・トイレは中水を使用	日分を備蓄している。 ・簡易トイレを用意している。 ・自家発電装置(7~8時間)が 数台ある。	日分=18,000 食を備蓄(従業員用) ・毛布、紙おむつ、各種工具等を準備(従業員用) ・トイレを 200 ほど準備している(従業員用) ・非常用電源(2日間)がある。	<ul><li>・毛布、簡易トイレ(若干)を準備</li><li>・当ビル周辺に、マンホールトイレの 用意がある。</li><li>・社内での対策はない(必要性低い)。</li><li>・中水設備があり、電力があれば利用</li></ul>

(「平成17年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」(平成18年3月、国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課)における企業ヒアリング結果より)

# 大企業等の帰宅困難者対策の例(2)

<u> </u>		4.5 #4 ( = )	1	
		E社小売業	F 社 小売業	G社小売業
		(デパート)	(デパート)	(家電量販店)
企業の特性、	発災時の基本的	・1,000 人在籍 (通常はこの約半数が建物	・社員、パート、取引先派遣と併せて、3,000	・22 店舗(首都圏、政令指定都市)で総計 5,000
対応等		内にいる)	人(通常はこのうちの75%程度が稼働)が	人が勤務する。 本部は 200 人程度
		・従業員全員で対応を行う。	就業している。	・危機対応マニュアルは現在作成検討中である。
		・商品の散乱の危険性があることや、スペ	・従業員は状況等に応じて順次帰宅させる	・拡声器、モニター等を利用して、避難誘導、情報
		ースがないこと等から、顧客について、	が、顧客対応、店の保守のため、一定の人	提供を考えている。
		宿泊等の対応は考えていない。	員を確保することが優先	
帰宅困難者	従業員	・500~600人(通常店内にいる従業員数)	・防災要員以外は、帰宅路の安全が確認でき	・特に考えていない。
対策の想定		を想定	れば帰す方針	
規模			・従業員 3,000 人を想定	
	顧客	・客数は時間によって異なるため、想定は	・6~7 万人/日来店するが、一旦外に出ても	・外に出てもらうのが基本で、店内への収容は考え
		難しい。上層階映画館の入れ替え時には	らうのが基本である。ただし、状況により	ていない(商品の散乱による滞留スペース不足、
		3,000 人以上でてくる。	出せない場合もあり得る。	略奪の懸念)。
	周辺の人	・周辺の滞留者は断らざるを得ない。	・収容は考えていない。	・対応は考えていない。
準備内容	水・食料等	・500~600 人分 (店内従業員)の水、非	・専用の備蓄は特に無い。店内の食品で3,000	・災害用の備蓄はないが、店内の食品が使えると考
		常食、ホットシートを備蓄	人×2 食分程度はあると思われる。	えている。
		・資機材はない。		・店内の商品(電池、靴など)で災害時に使えるも
				のをどう活用するか検討中
	トイレ	・非常用トイレはない。	・トイレの準備はない(従業員、来店客とも)。	・トイレ対策はない。
電気		・ビルに自家発電装置がある。	・自家発電装置はある(長時間はもたない)。	・消防法で定められた非常用電源のみ
水				
通信				

<sup>(「</sup>平成17年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」(平成18年3月、国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課)における企業ヒアリング結果より)

# 大企業等の帰宅困難者対策の例(3)

		N1X421/1(0)	-	
		H 社 小売業 (燃料販売業界団体)	I 社 飲食業 (外食チェーン)	J 社 飲食業 (レストランチェーン)
企業の特性 対応等	と、発災時の基本的	・ガソリンスタンド(以下SS)においては、 顧客への対応、営業の継続等は各SSでの 判断となる。 ・燃料供給のための分散型拠点、資材置き 場等の役割が果たせると考えられる。	・店舗が選出されてはおります。 ・店舗 ・	<ul> <li>・本部肇勝が120人、店舗従業員の9割はパート、アルバイトで、常時20人程度が勤務</li> <li>・災害時にも営業継続が基本であるが、実際に営業を継続するかどうかは各店舗の店長、ゾーンマネージャーが決定する。</li> <li>・本部では各部署3名×15部署で約50人が情報収集等を行う。</li> </ul>
帰宅困難 者対策の 想定規模	従業員	・経営者の自宅が近いケースが多いため、 帰宅困難者はそれほど発生しないと思わ れる。	・本部運Mの従業員の多くが埼玉県からの通動者のため、帰宅不可能となる。 ・各店舗従業員は、地域での採用なので、帰宅困難者にはならない	・防災担当者以外は、本人の意思により、帰宅可能であれば帰宅する。
	顧客		・ライフラインが途絶せず、営業できる場合は、協定(一都三県さいたま市)に基づき、 トイレ、飲料水、情報(地域レベル)を提供する	・可能な限り営業を継続する。
	周辺の人	<ul><li>・収容は考えていない。</li><li>・飲料水、トイレ、道路情報の提供などを 行う。</li></ul>	・同上	・セーフティステーションとして対応する方向性は出し ているが、具体的な内容は詰まっていない。
準備内容	水・食料等	・備蓄はほとんどない。 ・大型ジャッキ等の工具があり、救出活動 等に活用可能	・特に備蓄はしていない。 ・平均で1店舗あたり 300 食分程度のストックがある。	・特に備蓄はしていない。 ・1 店舗あたり 1,000 食程度は作れる用意がある。
	トイレ	・トイレ(従業員用、一般用)は水が利用 できれば、一般の方々も利用可能	・トイレ対策はない。	
電気		・一部の SS に自家発電装置を設置 ・自動車から供給可能か検討中	・特になし	・特になし
水		・一部の SS には、貯水設備がある。 ・洗車のために井戸を設置している SS もあ り、活用可能		
通信				・ゾーンマネージャー(全体で3人)が携帯無線機所持

<sup>(「</sup>平成17年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」(平成18年3月、国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課)における企業ヒアリング結果より)

# 大企業等の帰宅困難者対策の例(4)

		41×42 1/1 ( 1 )	•	
		K社 金融・保険業	L社 不動産業	M 社 不動産業
企業の特性、 対応等	発災時の基本的	・災害時の対応をとる従業員が決ま っている。	<ul><li>・まずビルを守り、テナントを守ることが第一と考えている。</li><li>・帰宅困難者対策に関わるチームを作る機運も出ている。</li><li>・可能な範囲で救護所や収容スペースを確保する。</li></ul>	・自社社員は、帰宅困難者をケアする立場となるのが基本 ・地域の一時避難拠点として機能が果たせるよう、インフラや体制を整備している。 ・帰宅困難者や周辺地区居住者の屋内収容、受け入れも計画している。
帰宅困難者 対策の想定 規模	従業員	・ピーク時に 5,000 人いる。 ・防災担当者以外は帰宅させる。	・対策要員 (男性限定) 以外 (約9割) は帰宅させる方針 ・交通機関の状況を確認し、方面別にまとまって帰宅する。3日×3食を常備しており、これを背負って帰宅する。	・自社従業員 1,000 人 ( ヒアリング調査対象地区 )。 ・従業員は帰宅困難者をケアする立場となるのが基本
	顧客	・ピーク時は多いが、行員よりも少なく、対処に困る数ではない。 ・備蓄物資配布を予定	・各テナントで備蓄してもらうのが前提。発 災後 1 日はビル内にいられることを想定。 ただし、テナントにより意識は相当違う。	・テナントについては各社で対応されることが前提
	周辺の人	・銀行業務の性格上、建物への受け 入れは難しい。	・オフィスビルでは玄関部分のみを収容場所 として予定	・来街者は平日 10 万人、休日 15 万人の来街者があり、 平均 2~3 時間滞在する。これにより滞在人数を想定
準備内容	水・食料等	<ul> <li>・行員(パート、アルバイト含む)</li> <li>が1日目に全員、2日目に半数が寝泊りすることを想定して、その人数×3日分を各拠点に備蓄している。</li> <li>・上記には、来店客分も含む。</li> </ul>	・従業員全員に3日分の水と食料を配布。対策要員用に3日分(ビル規模による)確保。 ・各ビルで全館入居者の10%について1食分を用意する。その他従業員分も含め、全国で20万食備蓄。	・水、食料を 10 万食(当地区分) その他ビル用に 10 万 食、備蓄している。 ・毛布、紙おむつ、各種工具等も備蓄している。 ・上記とは別に、万が一に備えてテナント向けに 1 人 1 食分の水と食料を準備している。 ・従業員用は 1 人 4 食×3 日分用意(夜食を含む) ・来街者用は 1 人 3 食を用意
	トイレ	・簡易トイレを上記必要量準備して いる。	・各ビルに簡易トイレ 10 個程度 ( 対策要員用 など ) 確保 ・マンホールトイレもある。	・吸収剤を使った紙おむつ式簡易トイレを中心に準備しており、マンホールトイレが使えるところもある。
電気		・中央防災会議の規定を、どの程度 遵守できるか銀行業界として検討 中	・エレベーターを動かす程度の自家発電装置 がある。	・ガスコジェネシステムで電源として自立している。 ・ガス使用不可時は、系統連結の電気を使う。 ・上記両方が使用不可でも、石油を焚く。
水		・貯水槽があり、飲用は別に備蓄し ているため、当面対応できる。	・水は途絶することを想定している。	・井戸を 2 本設置しており、飲み水、トイレ、空調等が使用できる。
通信		・固定、携帯ともに優先回線を一定 数もらっている。 ・衛星電話を配備している。	・通信は途絶することを想定している。	

(「平成17年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」(平成18年3月、国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課)における企業ヒアリング結果より)

# 1.4 大規模集客施設での場所の提供等

#### (現状)

- ・遠方からの買い物客や行楽客など、地震発生後の公共交通機関の運行 停止時に、行くあてが近くにはない人々が、繁華街地区等で多く発生 する可能性がある。
- ・これらの人々を、大きな収容能力がある大規模集客施設等に一時的に 収容してもらわないと、路上が混乱して災害応急対策活動が阻害され るおそれがある。
- ・特に、雨天等で屋外空間に滞在することが多くの人々にとって困難な 状況の場合に、大規模集客施設等を利用できなければ、混乱等が生じ たり、劣悪な環境の下での滞在を余儀なくされることにより健康を損 なう人が多く発生するおそれがある。

新宿区内の帰宅困難者のうち約8万人は、地震発生後の行くあてが近くにない買い物客等である。

#### 新宿区内の帰宅困難者 翌朝までに自宅へ歩いて帰宅することが 約36万人 平日の夕方6時に新宿区 できる者 (自宅までの距離が20km未満) ······ 外から新宿区内に訪れて 翌朝までに自宅へ歩いて帰宅することが 約35万人 できない者(自宅までの距離が20km以上)… 通学 ■ 新宿区帰宅困難者35万人の内訳 約6万人 帰 宅 新宿区における帰宅困難者を外出用件別にみると、「通勤」が21万 困難者 買物等 約35万 人で最も多くなっており、「買物等」の8万人、「通学」の6万人と続く。 人中 約8万人 また、「買物等」の数値は都内で最大であり、二位の港区との差は約3万 約21万人 人である。



図表 1.4 - 1 新宿区における帰宅困難者の内訳と繁華街の様相

(「新宿区における帰宅困難者対策報告書」(平成16年3月)より)

#### (施策例)

### 施策例1 公共施設の休息・情報提供施設としての利用(東京都の例)

・東京都では、東京文化会館、東京芸術劇場、東京体育館を帰宅困難者の一時休息所として指定し、都立学校の学校防災マニュアルを準用して対応することとしている。また、東京国際フォーラム、都税事務所等の都有の施設も一時休息場所として利用することを検討している。

(東京都「震災時における昼間都民対策推進計画」進捗状況の概要及び聞き取り調査 ・ 査結果より)

# 施策例2 企業による施設の提供(明治安田生命の例)

東京駅周辺防災隣組(東京駅・有楽町周辺地区帰宅困難者対策地域協力会) の加盟団体である明治安田生命では、施設の1階部分で帰宅困難者を一時的に 収容することとしている。

#### 明治安田生命における帰宅困難者一時収容

・明治安田生命では、明治安田生命館、丸の内 MY PLAZA1 階アトリウム及び 明治安田生命ビル1階の計約2,000㎡を非常事態時や行政の要請等によって帰 宅困難者に一時提供する計画であり、本来は従業員やテナント用に備蓄してい る食料・飲料水やマンホール式トイレを提供することも考えている。

(明治安田生命への聞き取り結果より)

#### [参考]東京駅周辺防災隣組加盟企業におけるアンケート結果

東京駅周辺防災隣組では、加盟企業に対し、帰宅困難者支援に関するアンケートを実施し、被災時のビルの一部開放可能性について、約半数が可能性はあると回答している(回収数36社)。

(東京駅周辺防災隣組の活動と「地区防災計画ガイドライン」(平成 18 年 3 月、財団法人都市防災研究所、東京駅周辺防災隣組)より)

# 施策例3 会館等の休息施設としての利用(新宿区の例)

・新宿区では、帰宅困難者対策として、東京厚生年金会館から施設利用の承諾 を得るとともに、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と協定を締結し、買物等 で新宿を訪れている帰宅困難者に対して一時的な休息場所や情報が得られる 場所を提供してもらうこととしている。

#### 新宿区における帰宅困難者収容対策の考え方

新宿区では新宿御苑が広域避難場所に指定されており、いざというときは帰宅 困難者をそこに収容することも考えられるが、屋外ということもあり、休息施設 としては問題がある。東京厚生年金会館は、約2千名を収容できる。

新宿区では、このほか、個別の映画館と帰宅困難者の休息施設としての協定を 模索中。

(新宿区への聞き取り結果より)

# 新宿区地域防災計画 第10章 帰宅困難者対策 第4節 帰宅困難者対策 の実施

(4) ターミナル駅周辺等での混乱防止対策

大量の帰宅困難者が滞留するターミナル駅周辺等の混乱を防止するには、個々の施設の対策に加えて、駅、集客施設、行政等が相互に連携・協力して地域全体としてパニックを防止する体制を構築する必要がある(施設のみの安全から地域全体の安全へ=ゾーン・ディフェンスの考え方)。このため、企業や学校等の事業所においては、社員・学生を地震発生後、直ちに帰宅させることなく、交通機関のマヒを前提に社内にとどまることができるよう、飲料水や食糧等を備蓄しておくことが不可欠である。

買い物等で新宿区内を訪れている人々に対しては、一時的な休息や情報提供の場が必要である。このため、区では、東京厚生年金会館から施設利用の合意と、(社)全日本冠婚葬祭互助協会との協定を結び、その支援場所として確保している。 (新宿区地域防災計画より)

# 施策例4 ホテル等の休息施設としての利用1(さいたま市の例)

- ・さいたま市では、帰宅困難者への円滑な支援を行うため、平成 12 年から市内 の 5 つのホテルと、さらに平成 14 年には新たに 1 つのホテルと協定を締結し ている。
- ・具体的な協力内容は、帰宅困難者のホテルへの受入れ、さいたま市が供給で きない場合のホテルによる食料、生活必要品等の提供を行うものである。
- ・受入れを行うスペースは、宴会場、会議室等である。

#### 帰宅困難者支援のための協定締結ホテル一覧

	ホテル名	所在地	協定締結日	
1	浦和東武ホテル	さいたま市浦和区浦和仲町2丁目16番9号	平成 12 年 1 月 17 日	
2	浦和ワシントンホテル	さいたま市浦和区高砂2丁目1番19号	平成 12 年 1 月 17 日	
3	ホテルメッツ浦和	さいたま市浦和区高砂1丁目16番7号	平成 12 年 1 月 17 日	
4	ホテルニュー埼玉	さいたま市南区南浦和2丁目44番17号	平成 12 年 1 月 17 日	
5	プラザホテル浦和	さいたま市南区鹿手袋1丁目1番1号	平成 12 年 1 月 17 日	
6	ラフレさいたま	さいたま市大宮区北袋町1丁目21番3号	平成 14 年 10 月 10 日	

#### さいたま市と市内ホテルとの協定(平成12年1月17日締結)の概要

#### (趣旨)

さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という)に対して、一時的にホテルの施設を開放し、円滑な支援を行う。

#### (協力内容)

- (1) 帰宅困難者のホテル施設への受入れ
- (2) 市が供給できない場合の帰宅困難者への食料、生活必要品等の供給 ホテルが開放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を 利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

#### (要請の方法)

市が協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

#### (経費の負担)

ホテルは、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、市が負担するものとする。

- (1) ホテルが帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品等の経費
- (2) その他、協議により市が負担すべき経費

#### (協力期間)

協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、協議の上、期間を延長することができる。

(さいたま市地域防災計画より)

# 施策例5 ホテル等の休息施設としての利用2(練馬区の例)

・練馬区では、平成16年に光が丘のホテル、全日本冠婚葬祭互助協会、全東京 葬祭業連合会と協定を締結し、帰宅困難者のために給水・給食支援を行うこ と、一時休息場所を提供すること等を定めている。

### 練馬区とホテル (カデンツァ光が丘)の協定の概要

(業務の内容)

- (1)避難拠点運営連絡会等の区民防災組織や帰宅困難者に対して、給水・給食支援を行うこと
- (2)帰宅困難者に対して、一時休息場所を提供すること
- (3)その他災害時における必要な支援を行うこと

(練馬区地域防災計画(平成 16 年修正)資料編・練馬区ホームページより) http://www.city.nerima.tokyo.jp/news/200409/n040907a.html

# 施策例6 大学の休息施設としての利用(千代田区の例)

- ・千代田区では、これまで区内の5つの大学と協定を締結し、帰宅困難者等に 係る対策を実施している。
- ・協定の具体的な内容は、地域住民及び帰宅困難者等の被災者への一時的な施 設の提供や学生ボランティア組織の整備等である。

#### 千代田区における大学との協定締結の方針

千代田区では、区内 11 大学に対し、「地域住民及び帰宅困難者等の被災者への一時的な施設の提供」、「学生ボランティア組織の整備」について提案を行い、協議が整った大学から協定の締結を進めていくこととし、これまでに明治大学、専修大学、東京電機大学、法政大学及び上智大学の 5 大学と協定を締結している。

#### 千代田区と5大学の協定の概要

#### 【協定名】

「大規模災害時における協力体制の整備に関する基本協定」

#### 【協定の内容】

地域住民及び帰宅困難者等の被災者への一時的な施設の提供、学生ボランティア組織の整備、災害時の協力体制・内容、施設の提供期間、経費の負担 等の基本的事項となっている。

このうち、明治大学、専修大学、東京電機大学、法政大学との間では細目 を取り決め、具体的提供施設を決定し、区の備蓄物資を保管している。

- ・提供施設 エントランスホール、体育館等 合計 5,708 ㎡
- ・備蓄物資

毛布、ござ、携帯トイレ、タオル、ヘルメット、救護セット、給水パック等

(千代田区資料・ホームページより)

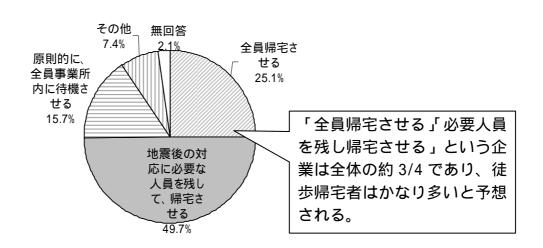
http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/tokusyu/kyotei/kako.htm

# 2. 帰宅の円滑化

# 2.1 一時休憩施設の確保・帰宅支援情報の提供

#### (現状)

- ・発災時には多くの徒歩帰宅者の発生が予想される。
- ・新宿区の徒歩帰宅訓練で実施されたアンケート結果によれば、徒歩帰宅者のトイレ頻度は 8.2km/回という結果が得られており、徒歩帰宅者のためのトイレ提供場所が必要とされている。
- ・また、できるだけ混乱を避けるとともに、徒歩帰宅中の疲労・負傷等を防ぐためにも、一時休憩施設の確保や帰宅支援情報の提供等が必要になる。



図表 2.1-1 企業の地震時における従業員への対応(港区アンケート結果)

(「港区内事業所の防災対策に関するアンケート結果」(港区、平成 18 年 3 月)より) \*港区の事業所から業種に応じた数を考慮してアンケートを配布した。 配布数 5,000 事業所、回収数合計 1,907 事業所(回収率 38.1%)

#### 図表 2.1 - 2 徒歩帰宅者のトイレ頻度(新宿区徒歩帰宅訓練時のアンケート結果)

有効アンケート回答者の総歩行距離	2253.8 km
トイレ合計回数	274 回
トイレ頻度	8.23 km/回

<sup>\*</sup> 平成 16 年 1 月 17 日に新宿と日本赤十字社が主催して行われた災害時徒歩帰宅訓練で実施されたトイレ回数に関するアンケート調査結果(訓練参加人数 276 名、アンケート有効回答数 112)

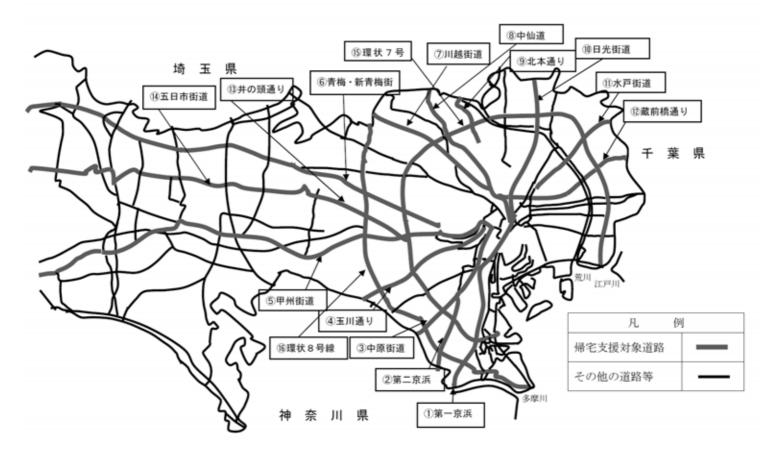
(「新宿区における帰宅困難者対策報告書」(平成 16 年 3 月)より)

<sup>\*</sup> 冬であり寒かった点、各エイドステーションで御茶や炊き出しのサービスが 行われた点などから、トイレに行く回数が通常より多かった可能性があると している。

## (施策例)

## 施策例1 帰宅支援の対象道路の指定(東京都)

・東京都では、徒歩帰宅者に対する支援の一環として、都内の幹線道路を帰宅 支援の対象道路(16 路線)として指定し、沿道に帰宅支援ステーションを設 置する計画である。



図表 2.1 - 3 帰宅支援対象道路(16路線)

(東京都地域防災計画より)

## 施策例2 都立学校における帰宅支援ステーションの設置

- ・東京都では、帰宅支援対象道路から半径2km以内の都立学校及び東京武道館に「帰宅支援ステーション」を設置し、徒歩帰宅者に対する水、トイレ、情報の提供を行うこととしている。
- ・具体的なステーションの立ち上げ、運用についてのマニュアルは、現在検討中である。
- ・なお、一覧に記載のない都立学校も「支援校」として同様の支援を行うこととしている(都教育庁)。

図表 2.1 - 4 帰宅支援ステーションリスト(例)

		帰宅支援	
路線名	区間	帰七又接 ステーション名	所在地
第一京浜	日本橋~六郷橋	八潮高等学校	品川区東品川3-27-22
		工業高等専門学校	品川区東大井1-10-40
		芝商業高等学校	港区海岸1-8-25
		品川ろう学校	品川区南品川 6 - 1 5 - 2 0
		城南養護学校	大田区東六郷2-18-19
		港養護学校	港区港南3-9-45
		六郷工科高等学校	大田区東六郷2-18-2
		晴海総合高等学校	中央区晴海1-2-1
		日本橋高等学校	中央区日本橋箱崎町18-14
第二京浜	日本橋元標~多摩 川大橋	三田高等学校	港区三田 1 - 4 - 4 6
		大崎高等学校	品川区豊町 2 - 1 - 7
		南高等学校	大田区中馬込3-11-10
中原街道	中原口~丸子橋	小山台高等学校	品川区小山3-3-32
玉川通り	三宅坂~二子橋	日比谷高等学校	千代田区永田町 2 - 1 6 - 1
		赤坂高等学校	港区南青山2-33-77
		国際高等学校	目黒区駒場2-19-59
		広尾高等学校	渋谷区東4-14-14
		桜町高等学校	世田谷区用賀2-4-1
		駒場高等学校	目黒区大橋 2 - 1 8 - 1
		芸術高等学校	目黒区大橋 2 - 1 8 - 5 8
		目黒高等学校	目黒区祐天寺2-7-15
		青山高等学校	渋谷区神宮前2-1-8
		深沢高等学校	世田谷区深沢 7 - 3 - 1
		園芸高等学校	世田谷区深沢 5 - 3 8 - 1
		第一商業高等学校	渋谷区鉢山町8-1
		青鳥養護学校	世田谷区池尻1-1-4

(東京都ホームページより)

http://www.soumu.metro.tokyo.jp/04saigaitaisaku/08sonotoki/08kitaku/08station/08frame-station.htm

## 施策例3 コンピニエンスストア等の帰宅支援場所としての利用

- ・徒歩帰宅者に対する水・トイレ、情報の提供等の沿道支援について、コンビ 二等各社と八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、 千葉市、さいたま市)が協定を締結している。
- ・支援を行う予定の店舗では、ステッカーを掲示し、できる範囲で支援を行う 予定である。
- ・なお、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)では協定を締結し、ガ ソリンスタンドにおいても、コンビニと同様の支援を実施することとしてい る。

平成 17 年 9 月現在で、協定締結会社は 13 社あり、協定内容は以下のとお りである。

- (1)大規模災害により交通が途絶した際、帰宅困難者に対し、 当該事業者は、水道水及びトイレを提供する。 当該事業者は、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可 能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供する。
- (2)協定に基づき支援に要した経費は、当該事業者が負担する。
- (3)本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と 呼称し、「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、 利用者の見やすい位置に掲出する。



図表 2.1‐5 「災害時帰宅支援ステーション」ステッカー

締結会社リスト(八都県市合計 13,306 店舗(平成 17 年 9 月現在))

株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 株式会社サークルドサンクス

株式会社スリーエフ

株式会社デイリーヤマザキ

ミニストップ株式会社

株式会社ローソン

株式会社ココストア

山田食品産業株式会社

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

株式会社ファミリーマート

株式会社吉野家ディー・アンド・シー

国分グローサーズチェーン株式会社

株式会社ポプラ

(千葉県ホームページより)

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a\_bousai/taisaku/kitaku-shien/kyoutei2/index.htm

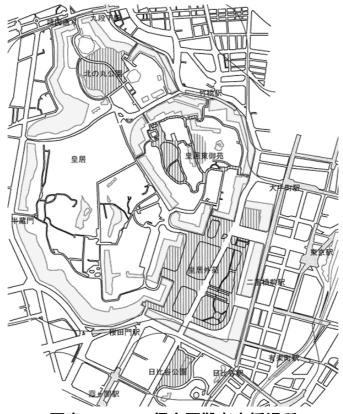
## 施策例4 帰宅困難者支援場所の指定(千代田区の例)

- ・千代田区では、帰宅困難者の一時的な避難と円滑な帰宅を推進するため、従来、広域避難場所 として指定されていた皇居周辺の広大な広場を、帰宅困難者支援場所として指定している。
- ・この支援場所では、飲料水の提供や、帰宅困難者が帰宅のために必要な情報 (災害の状況や道路の通行可能性等)の提供が受けられる。

「広域避難場所」は、大規模な延焼火災やその他の危険から身を守るために避難する場所として、大規模公園、緑地、耐火建築物地域などのオープンスペースを東京都が指定するものである。東京都は、震災時における千代田区の地域危険度を測定した結果、大規模な延焼火災のおそれがなく、おおむね安全との結果が出たため、区内全域を避難を要しない地区内残留地区と指定し、平成 15 年 2 月 10 日をもって区内全ての広域避難場所の指定を解除した。

#### 〔帰宅困難者支援場所〕

皇居外苑、北の丸公園、皇居東御苑(一部地域を除く)、日比谷公園(図の斜線部)



図表 2.1 - 6 帰宅困難者支援場所

#### 支援場所の機能

- ・ 帰宅困難者が帰宅のために必要な情報などの提供
- ・ 飲料水等の提供

#### 支援場所の運用

千代田区(防災機関を含む)及び地域協力会

(千代田区ホームページより)

http://www.city.chiyoda.lg.jp/dp/kitaku/kitaku.htm

## 施策例5 帰宅困難者対策地域協力会の整備(千代田区の例)

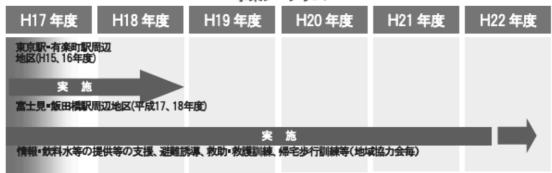
- ・千代田区では、多くの帰宅困難者の発生が予想されるが、職員のみでの対応 は困難であることから、この対応を円滑に実施すべく、事業所から構成され る帰宅困難者対策地域協力会の整備を進めている。
- ・現在のところ、東京駅・有楽町駅周辺地区(62事業所) 富士見・飯田橋駅周辺地区(25事業所)の2つの地域協力会が結成されている。さらに、今後、 千代田区内の主要な鉄道網結節点となる四谷地区、秋葉原地区でも地域協力 会の結成を進めている。
- ・千代田区が進める地域協力会の考え方では、地域協力会は帰宅困難者の避難 誘導、情報提供、水の配付などを区と協力して行うこととしており、また、 区と地域協力会が連携して徒歩帰宅訓練などを実施している。

#### 4 帰宅困難者避難訓練の実施

総合災害対策室

- 自 的: 災害時における事業所の責務としての自助・協助の精神を認識してもらい、防災意識、地域 防災力の向上を図るとともに、区への訪問者に対しても、都市における災害時の対応等を通 した啓発を行い、二次的被害の減少を図るため。
- 内 容: 地域協力会と区が協力し、帰宅困難者に対する情報や飲料水等の提供などの支援及び避難 誘導、救助・救護訓練、帰宅歩行訓練等
- 対象者:区内事業所、区民、防災機関、ボランティア、その他
- \$加助災機關: 陸上自衛隊、警視庁、東京消防庁、消防団等

#### 事業プログラム



#### 図表 2.1 - 7 千代田区における地域協力会との帰宅困難者避難訓練事業プログラム

(千代田区災害対策事業計画(平成18年6月)より)

## 施策例6 帰宅困難者対策に関する総合的な取り組み(新宿区の例)

- ・新宿区では、帰宅困難者に関する問題を検討し、区民、事業者向けパンフレットを作成した(平成16年3月)。
- ・パンフレット等を通じた普及・啓発、東京厚生年金会館等の徒歩帰宅者の一時休息場所としての利用、徒歩帰宅訓練の実施、支援ステーション設置訓練など徒歩帰宅支援対策を進めている。
- ・また、徒歩帰宅に関する 10 箇条の心得を PR している。

#### 図表 2.1 - 8 新宿区における帰宅困難者対策に関する主な取り組み

事業所へのチラシ配付に	平成 13 年度に新宿区帰宅困難者対策推進協議会
よる普及啓発	を立ち上げ、帰宅困難者対策について検討し、5
	万部のチラシを各事業所に配って帰宅困難者対
	策の普及啓発を図った。
一時休息場所の提供	帰宅困難者対策として、東京厚生年金会館から施
	設利用の承諾を得るとともに、社団法人全日本冠
	婚葬祭互助協会と協定を締結し、買物等で新宿を
	訪れている帰宅困難者に対して一時的な休息場
	所や情報が得られる場所を提供してもらうこと
	としている。
帰宅困難者支援訓練	平成 18 年度は新宿区・千代田区が連携した徒歩
	帰宅訓練を実施。また、日本赤十字社による炊き
	出し支援、伊勢丹による帰宅困難者支援としての
	掲示板による情報提供なども併せて実施した。

(「新宿区における帰宅困難者対策報告書」(平成16年3月)及び聞き取り結果より)

#### 帰宅困難者心得 10 か条(東京都作成)

あわてず騒がず、状況確認

携帯ラジオをポケットに

つくっておこう帰宅地図

ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)

机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)

事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)

安否確認、ボイスメールや遠くの親戚

歩いて帰る訓練を

季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)

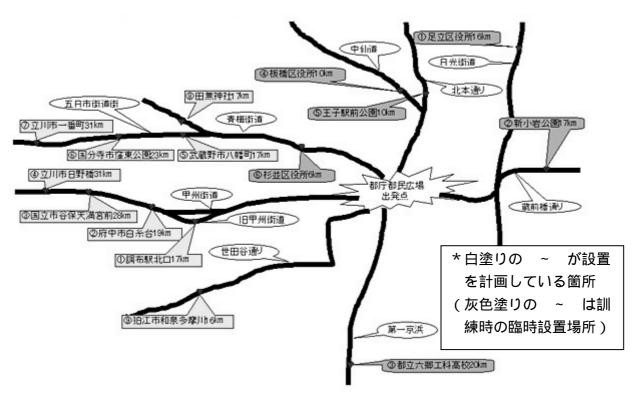
声を掛け合い、助け合おう

## 施策例7 エイドステーションの設置(日本赤十字社)

- ・日本赤十字社は徒歩での帰宅困難者が疲労した場合に備え、サポートを行う 帰宅困難者支援所(エイドステーション)の設置に取り組んでいる。新宿区 との訓練では、その開設も行っている。
- ・エイドステーションは、9箇所で設置が計画され、休憩場所、飲料水、沿線 道路情報の提供及び応急手当の実施等を行う予定としている。

エイドステーションは、各地域にある赤十字奉仕団(市町村単位、職域単位等のボランティア組織)により設置、運営がなされる。情報収集は区市町村役所及びラジオ放送から得たものを提供する。

#### 赤十字エイドステーション開設場所略図



図表 2.1-9 新宿区との徒歩帰宅訓練時の赤十字エイドステーション開設状況

(日本赤十字社ホームページ及び日本赤十字社東京都支部聞き取り結果より) http://www.tokyo.jrc.or.jp/new/kitaku.html

## 施策例8 区施設の災害時帰宅支援ステーションとしての利用(板橋 区の例)

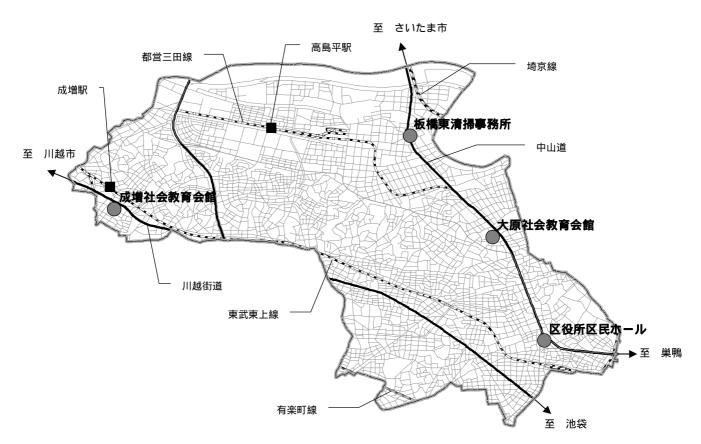
- ・板橋区では、区内の幹線道路である中山道、川越街道の沿道にある4ヶ所の 施設を2006年9月1日から板橋区災害時帰宅支援ステーションとして指定し ている。
- ・これらの施設には、案内表示や無線・臨時架設電話等の通信手段の整備や必要な資材備蓄などを行っていくこととしている。
- ・具体的な帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、情報(交通機関の運行状況や 道路の被災状況等)の提供等である。

#### 板橋区災害時帰宅支援ステーション

- ・成増社会教育会館(川越街道)
- ・大原社会教育会館(中山道)
- ・板橋東清掃事務所(同)
- ・区役所区民ホール(同)

(板橋区ホームページより)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kitakukonnnannsya.htm



図表 2.1 - 10 板橋区災害時帰宅支援ステーション

(数値地図 25000 (空間データ基盤)を基に作成)

# 施策例9 徒歩帰宅途上の飲料水の提供(社団法人全国清涼飲料工業会と東京都の協定)

・東京都は、全国清涼飲料工業会との間で平成 17 年に協定を締結し、徒歩帰宅 者など給水を受けにくい人に容器入飲料を配付するため、容器入飲料を調達 することとした。飲料水は水又は無糖茶等である。

協定を締結する一番の意義は、あらかじめ業界団体と調整(業界に対する、 緊急要請を行うことの事前通知、連絡先の確認等)しておくことで、緊急時 にスムーズな調達を行えるようにすることにある。

(東京都への聞き取り結果より)

#### 災害時における容器入飲料の調達に関する協定

東京都を甲とし、社団法人全国清涼飲料工業会を乙とし、甲乙間において、 次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における容器入飲料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において容器入飲料を確保する必要が生じたときは、 乙に対して、その調達について協力を要請するものとする。

- 2 前項の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。この場合、乙の会員に対する要請は、乙への要請とみなす。
- 3 <u>甲は、乙に対し容器入飲料の数量及び運搬先を指定の上供給を要請し、</u> 乙は当該場所において、甲又は甲の指定する者に引き渡すものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲から要請のあったときは、可能な限り容器入飲料の供給に協力するものとする。

(容器入飲料の範囲)

第4条 甲が乙に対して供給を要請する容器入飲料は、原則として、水又は無糖茶等、災害時の飲料として適当なものとする。

(運搬)

第5条 <u>容器入飲料の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、</u> 乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用弁償)

第6条 この協定に基づき、乙が供給した容器入飲料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、乙が容器入飲料の供給・運搬終了後、乙の提出する納品書に基づき、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。 (雑則)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、 その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 この協定は、平成17年10月27日から適用する。

甲と乙とは、上記協定の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成17年10月27日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 甲東京都 代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号 乙 社団法人全国清涼飲料工業会 代表者 会長 平本 忠晴

(東京都ホームページより)

http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2005/10/20fao300.htm

## 施策例10 自治体による徒歩帰宅訓練(新宿区・千代田区の例)

- ・新宿区は2006年1月17日に帰宅困難者のための対策訓練を行った。
- ・徒歩帰宅訓練を千代田区と合同で行ったほか、帰宅困難者支援場所運営訓練 や帰宅困難者対策情報伝達等訓練を行った。

#### 新宿区による訓練内容:

#### (1)徒歩帰宅訓練

新宿区と千代田区は合同で、仮想帰 宅困難者が千代田区の北の丸公園から新宿区の東京厚生年金会館まで歩 く訓練を行った。両区境までは千代 田区役所職員が引率し、そこから新 宿区役所職員に引き継いだ。訓練の 参加者は、途中、ガソリンスタンド



でトイレを借りたり、工事中の場所やビルのガラスが頭上から落ちる危険がある箇所などを確認しながら歩いた。

#### (2)帰宅困難者支援場所運営訓練

東京厚生年金会館前では、帰宅困難者 支援場所運営訓練が行われた。会館の 敷地内に徒歩帰宅者支援のための臨 時拠点が設けられ、災害用伝言ダイヤ ルの体験や炊き出し等の訓練が行わ れた。



## (3)帰宅困難者対策情報伝達等訓練

訓練の参加者は、さらに、新宿伊勢丹本館前まで歩き、企業による帰宅困難者対策情報伝達等訓練を体験した。ここでは、伊勢丹が中心となって大きな掲示板を設置。ここに各方面の交通情報や災害の状況、帰宅までの道順を示した帰宅支援マップを貼り出し、災害



時の情報を伝える試みを行った。ボードに危険情報と有益情報を色分けして 貼るなどの工夫も見られた。また、携帯電話事業者による災害用伝言板のデ モンストレーションなども行われた。

(新宿区ホームページより)

http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/bousai/

# 施策例11 地域による徒歩帰宅訓練(富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会の例)

富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困難者対策協力会では、徒歩帰宅模擬体験訓練を実施している。その際、危険箇所等の確認を行い、知り得た模擬情報を徒歩帰宅情報共有ステーションや帰宅支援情報共有ホームページを通して共有し、帰宅に必要な情報の収集・提供を図っている。

#### 主な徒歩帰宅訓練内容

#### (1) 帰宅支援情報共有訓練

徒歩帰宅者及び企業が災害時に徒歩帰宅に関して知り得た模擬情報を持ち寄り、北の丸公園他の徒歩帰宅情報共有ステーションや帰宅支援情報共有ホームページ「かえるべ www.kaeru.be」(PC 版)等を通して共有し、各自が帰宅に必要な情報の収集・提供を行った。

(「徒歩帰宅情報共有ステーション」: 北の丸公園、専修大学、法政大学、伊勢丹)

#### (2) 徒步帰宅模擬体験訓練

富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困 難者対策協力会は、北の丸公園を出 発し、千葉、埼玉、多摩、神奈川方 面へ模擬徒歩帰宅する一般参加者と ともに、下記訓練を行った。

- ・ 危険箇所・重要な箇所の確認(高 架、橋、休憩・給水拠点等の確認)
- ・ 出発前の情報提供及び誘導ポイン トの確認 (徒歩帰宅をする前に必 要な情報の収集・確認)
- ・ 帰宅支援情報共有ステーションで の情報の提供(紙、口頭)・入力・閲覧・共有
- ・ 徒歩帰宅中に携帯版・画像版「かえるべ」へ情報の入力・閲覧・共有



(徒歩帰宅支援情報共有サイト「かえるべ」より) http://kaeru.be/gaiyo.htm

## 施策例12 災害時帰宅経路案内板の設置(郵便局)

- ・都内では、徒歩帰宅者を支援するため、東京都中央郵便局・世田谷郵便局・ 新宿郵便局・豊島郵便局・上野郵便局の5箇所の郵便局前に災害時帰宅経路 案内板が設置されている。
- ・この掲示板は現在地のほか、主要道路や鉄道が示されており、また方面別の スイッチがあり、帰宅したい方面のスイッチを押すことにより、どの帰宅経 路をとるべきかがわかるようになっている。



図表 2.1-11 新宿郵便局の案内板

## 施策例13 条例における帰宅困難者対策の役割分担の明確化(千代 田区の例)

・千代田区災害対策基本条例では、帰宅困難者対策として、区長、区民、事業 者、帰宅困難者のそれぞれの責務を定めている。

## 千代田区災害対策基本条例で定めている関係者の責務 区長の責務として

- ・帰宅困難者となるおそれのある者に対する、避難訓練の実施
- ・帰宅困難者支援場所の整備
- ・国及び都に対する必要な要請と連携の強化など

#### 区民の責務として

- ・帰宅困難者対策地域協力会の結成
- ・帰宅困難者の避難誘導や帰宅のための情報の提供など

#### 事業者の責務として

- ・災害時における情報の従業員等への周知
- ・帰宅困難者となった従業員等が、地域の混乱を生じさせることの無いよ う配慮すること
- ・従業員等のための食糧、飲料水など生活必需物資の備蓄など 帰宅困難者自身の責務として
- ・食糧及び飲料水の確保
- ・帰宅に必要な用具の確保
- ・家族との連絡手段の確保や帰宅経路の確認など

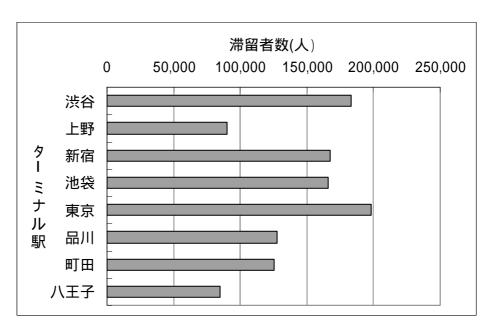
(千代田区災害対策基本条例概要版より)

# 3. 駅での混乱防止

## 3.1 来場者の誘導

## (現状)

- ・地震が発生し鉄道が停止している場合、鉄道の再開を待つ人や運行 状況を確認しようとする人が多くターミナル駅に集中し、来場者の 誘導がうまくできないと、大きな混乱を引き起こす可能性がある。
- ・ある大手鉄道会社の場合、大地震の場合には、駅が被災している危険性があるため駅の外に避難誘導する方針であり、ターミナル駅では構内から周辺に多くの人が移動する必要が生じる。



図表 3.1 - 1 主要なターミナル駅別滞留者数

[ 平成 10 年パーソントリップ調査の昼 12 時の滞留者数をもとに設定] (「首都直下地震による東京の被害想定」(東京都、平成 18 年 3 月)より)

#### (施策例)

## 施策例1 地域防災計画に施策実施を位置づけ(東京都の例)

- ・東京都では、帰宅困難者対策の一環としてターミナル駅の混乱防止対策をあげている。
- ・その内容としては、ターミナル駅周辺等における混乱防止計画策定、滞留者 誘導、情報提供、一時休憩所の用意があげられている。

#### 東京都地域防災計画(震災編)より抜粋

第13章 帰宅困難者対策

第2節 帰宅困難者対策の推進

- 1 帰宅困難者に対する基本的対策
- (4) ターミナル駅周辺等での混乱防止対策

「施設のみの安全から地域全体の安全へ」を混乱防止の基本的な考え方とする とともに、ターミナル駅周辺等、人が集まり、混乱の発生しやすい地域において は新たに混乱防止計画を策定し、滞留者の誘導、情報の提供などを行い、身体の 変調や疲労を訴える人のために一時休憩所を用意する。

(東京都地域防災計画より)

## 3.2 ターミナル駅への集中の回避

## (現状)

・地震が発生し鉄道が停止している場合、帰宅を考えている人に対してあらかじめ適切な情報提供ができないと、運行状況を確認しようと多くの人がターミナル駅に集中し、大きな混乱を引き起こす可能性がある。

#### (施策例)

## 施策例1 運行情報の提供(鉄道各社)

- ・各鉄道事業者では、ホームページで路線別の運行情報を随時提供しているほか、携帯電話のサービス等でも運行情報の提供を行っている。
- ・他社の路線でも、自社路線との乗り換えがある場合などは、駅や電車内において運行情報について随時アナウンス等を行っている。



図表 3.2 - 1 鉄道の運行情報の提供イメージ

(JR東日本ホームページより)

http://traininfo.jreast.co.jp/train\_info/kanto.aspx

## 4. 代替交通機関による帰宅支援

## (現状)

- ・家族等の安否が確認され、なおかつ企業等で食料・飲料水の備蓄が されている場合であっても、帰宅困難者が長期間にわたり企業等に とどまることには限界がある。
- ・できるだけ早い段階で、鉄道が運行している区間まで代替バス等を 利用して、多くの帰宅困難者を輸送できるようにすることが望まし い。

## (施策例)

## 施策例 1 バス・船舶による代替輸送のための協定締結(東京都の例)

- ・東京都では、帰宅困難者の代替輸送手段としてはバスや船舶等を考えている。
- ・このうち輸送の主力となるバスについては、財団法人東京バス協会と、災害 時に対応可能な範囲でバスを提供してもらうための包括的な協定を結んでい る。
- ・船舶については、関東旅客船協会、社団法人日本船主協会、社団法人日本外 航客船協会等と人員の輸送に関する協定を結んでいる。



(東京都交通局ホームページより) http://www.kotsu.metro.tokyo.jp/index.html

# 5. 救援活動の担い手として帰宅困難者に協力要請

## (現状)

・都心部等においては、地震時には、多数の帰宅困難者が発生する一方で、救急・救助活動、救援活動のために必要な地域の対応力が大幅に不足する可能性がある。

#### (施策例)

## 施策例1 条例による帰宅困難者の責務の明確化(千代田区、文京区)

・千代田区及び文京区では、災害に関する条例において、帰宅困難者が救援等 の支援も行うべきである旨規定している。

#### 千代田区災害対策基本条例 第3章 協助

(帰宅困難者の協助)

第 12 条 <u>帰宅困難者は</u>、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、<u>災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなけれ</u>ばならない。

(千代田区災害対策基本条例より)

#### 文京区防災対策条例

第35条(帰宅困難者対策)

7 区、事業者、学校等は、災害時に、事業所、学校等に留まった<u>帰宅困難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めなければならない。</u>

(文京区防災対策条例より)